

第 3 次
つるが男女共同参画プラン策定の
背 景

第3次つるが男女共同参画プラン策定の背景

1 プラン策定の背景

少子高齢化の進展や人口減少等、敦賀市を取り巻く状況は急速に変化しています。

その中で、男女が性別にかかわらず、その能力や個性を最大限に発揮できる男女共同参画の実現は、最も望まれる重要な課題です。

男女共同参画社会基本法が施行されたのが平成11年(1999年)6月23日、男女共同参画基本計画が策定されたのが翌平成12年で、現在まで約15年が経過しています。

これまで、男女共同参画に関する取り組みは国だけでなく県や市でも進められ、大きな成果を得てきました。

今後は男女共同参画のさらなる推進に向けて、国や県、市町村、地域、事業所、そして市民がそれぞれ、個々の置かれた環境に応じた独自の取り組みが求められています。

本市においても、平成12年に男女共同参画の担当部署を設置して以来、平成14年に「つるが男女共同参画プラン」の策定、平成16年に「敦賀市男女共同参画推進条例」の制定、平成17年に「敦賀市男女共同参画都市」を宣言するなどの取り組みを進めてきました。

平成23年に策定した「第2次つるが男女共同参画プラン」では、これまで本市が抱えてきた具体的な課題を、男女共同参画の考え方を持って実践的活動として解決することとしました。すなわち「みんなで考え、行動すること」です。

今回策定した「第3次つるが男女共同参画プラン」は、このような特徴を継承しながら、さらに社会情勢の変化に対応した実効性のあるプランにしました。

また、本プランの策定にあたって、男女共同参画に関するアンケート調査(平成26年9月29日～10月20日)(以下、アンケート調査という)を実施し、男女共同参画に関する市民及び市内事業所の意識やニーズの把握に努めるとともに、アンケート調査結果や敦賀市男女共同参画審議会、パブリックコメントによる意見等を踏まえ、第3次つるが男女共同参画プラン策定委員会において検討作業を行いました。

2 世界と国、県そして敦賀市の動向

男女共同参画に関する国際的な情勢や国内、福井県、敦賀市の取り組みを簡単に以下の表にまとめました。

年	世 界	日 本
1975 (昭50)	国連「国際婦人年」 第1回世界女性会議開催(メキシコシティ) 「国連女性の10年」宣言(76～85年)	総理府に「婦人問題企画推進本部」設置
1977 (昭52)		「国内行動計画」策定
1979 (昭54)	国連総会にて「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」採択	
1981 (昭56)		
1983 (昭58)		
1985 (昭60)	第3回世界女性会議開催(ナイロビ) 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	「女子差別撤廃条約」批准 国籍法の改正・男女雇用機会均等法制定
1987 (昭62)		「西暦2000年に向けての新しい国内行動計画」策定
1988 (昭63)		
1989 (平元)		
1993 (平5)		
1994 (平6)		総理府の「婦人問題企画推進本部」を「男女共同参画推進本部」に改組 「男女共同参画審議会」設置
1995 (平7)	第4回世界女性会議開催(北京) 「北京宣言及び行動綱領」採択	
1996 (平8)		「男女共同参画2000年プラン」策定
1998 (平10)		
1999 (平11)		「男女共同参画社会基本法」制定
2000 (平12)	国連特別総会「女性2000年会議」開催(ニューヨーク) 「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施促進のための更なる行動とイニシアティブ」採択	「男女共同参画基本計画」策定
2001 (平13)		「男女共同参画審議会」を「男女共同参画会議」に改組 内閣府に「男女共同参画局」設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行
2002 (平14)		
2003 (平15)		
2004 (平16)		「配偶者暴力防止法」一部改正
2005 (平17)	第49回国連婦人の地位委員会「北京+10」開催(ニューヨーク) 「北京宣言及び行動綱領」と「女性2000年会議成果文書」再確認	「男女共同参画基本計画(第2次)」策定
2006 (平18)		
2007 (平19)		
2008 (平20)		
2009 (平21)		
2010 (平22)	国連総会決議により、UN Women(ジェンダー 平等と女性のエンパワメント) 設立	「男女共同参画基本計画(第3次)」策定
2011 (平23)		
2012 (平24)		
2013 (平25)		「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」改正 「男女共同参画の視点からの防災・復興の取り組み指針」策定
2014 (平26)		
2015 (平27)		「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」施行 「男女共同参画基本計画(第4次)」策定
2016 (平28)		

第3次つるが男女共同参画プラン策定の背景

福 井 県	敦 賀 市
女性の地位向上のための県内行動計画「福井県婦人対策の方向」策定	
企画開発部「少年課」を「青少年婦人課」に改め、課内に「婦人対策室」設置	
女性のための地位向上を推進する民間の女性団体「福井県婦人の地位向上推進連絡会」設立	
女性の地位向上と福祉の増進に向けた総合的な女性行政の指針「21世紀をめざすふくい女性プラン」策定	
「青少年婦人課」を「青少年女性課」に、「婦人対策室」を「女性対策室」に改称	
	女性の地位向上と組織化を推進する市民団体「敦賀女性ネットワーク」設立
「女性対策室」を「女性政策室」に改称 女性総合センターと生涯学習センターの複合施設「生活学習館」開館 財団法人「ふくい女性財団」設立	
「ふくい男女共同参画プラン」策定	
「女性政策室」を「男女共同参画室」に改称	企画部企画調整課内に男女共同参画室を新設
「福井県男女共同参画計画」策定 「福井県男女共同参画推進条例」制定	「つるが男女共同参画プラン」策定 「男女共同参画室」を「男女共同参画課」に改組し、勤労福祉センター内に設置
「男女共同参画室」を「男女参画・県民活動課」に改組	
	「敦賀市男女共同参画推進条例」制定 「敦賀市男女共同参画審議会」設置 勤労福祉センター内に男女共同参画センター新設
	男女共同参画都市を宣言し、記念式典を開催
「配偶者暴力防止および被害者保護のための福井県基本計画」策定 「福井県男女共同参画計画」改定	勤労福祉センターを廃止し、男女共同参画センターに機能を一元化 「敦賀女性ネットワーク」を「つるが男女共同参画ネットワーク」に改称
	「つるが男女共同参画プラン」改定 「男女共同参画課」を「市民協働課」に改称
	「市民協働課」内に「男女共同参画室」を設置
	「第2次つるが男女共同参画プラン」策定
「第2次福井県男女共同参画計画」策定	
	「第3次つるが男女共同参画プラン」策定

3 本市における市民の意識

(平成26年度実施「敦賀市男女共同参画に関するアンケート調査」結果から)

〈調査概要〉

(1) 調査の目的

本調査は、男女共同参画社会の実現に向けて、「第3次つるが男女共同参画プラン」の策定にあたり、市民と市内事業所における男女共同参画社会や女性問題に関する意識を把握し、プラン見直しの基礎資料とするために実施しました。

(2) 調査対象及び調査方法

調査対象	市民調査：敦賀市に居住する満18歳以上の男女1,200名を無作為抽出 事業所調査：敦賀市内に所在する事業所100社を無作為抽出
調査方法	調査票を郵送の上、記入後に回収（郵送法）
調査期間	平成26年9月29日～10月20日

(3) 回収の結果

	市民		事業所	
	票数	回収率	票数	回収率
配布票数	1,200件	—	100件	—
回収票数	420件	35.0%	58件	58.0%

(1)「男は仕事、女は家庭」という考え方

性別にとらわれず、男女がお互いの人権や意思を尊重することから男女共同参画は始まります。また、個人の価値観やライフスタイルが多様化する中、男女の役割分担という考えは徐々に薄れつつあります。

男女とも、それぞれの希望に応じて、就労し、結婚し、出産・子育てをすることができる男女共同参画社会の実現が望まれます。

【第2次つるが男女共同参画プランの数値指針】

■「男は仕事、女は家庭」に対して「そうは思わない」と思う市民の割合 (結果)

前回調査より減少していることから、「男は仕事、女は家庭」という既成概念の解消や意識の変化は進んでいないという見方がありますが、一方で個人の考えの多様化や社会環境、経済環境の変化を踏まえる必要があります。

前回調査時(平成22年度)	目 標(平成27年度)	今回調査結果(平成26年度)
42.2%	51.0%	40.5%

※ 参考

「もっともだと思う」 前回 13.3% → 今回 8.6%

「どちらともいえない」前回 38.0% → 今回 45.0%

〈調査結果の動向〉

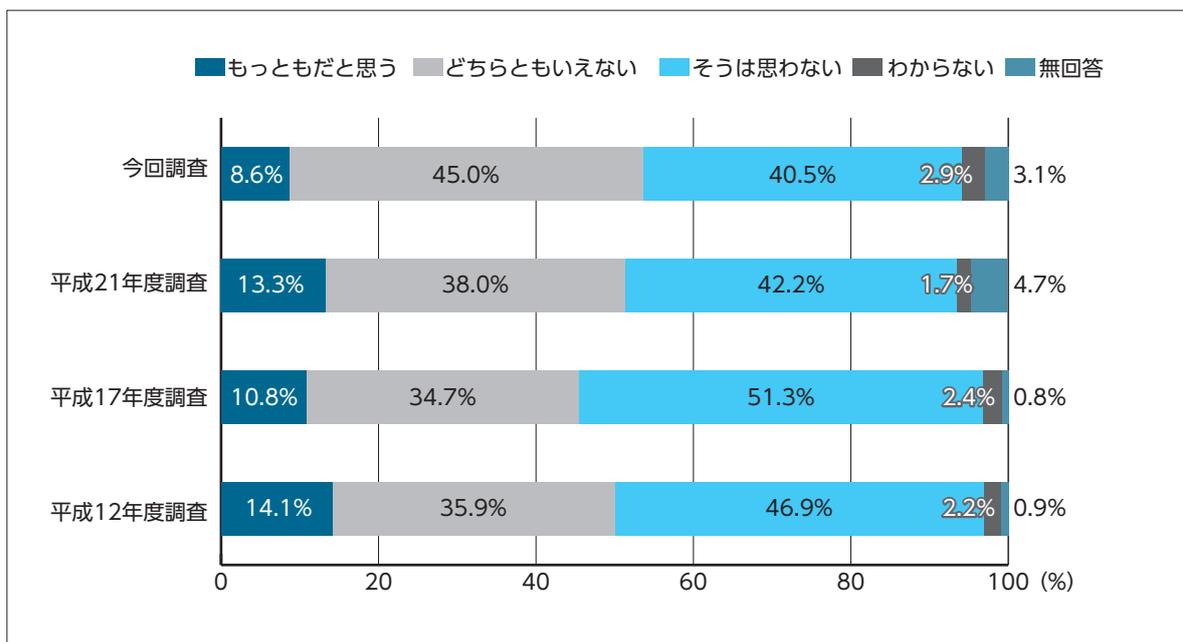
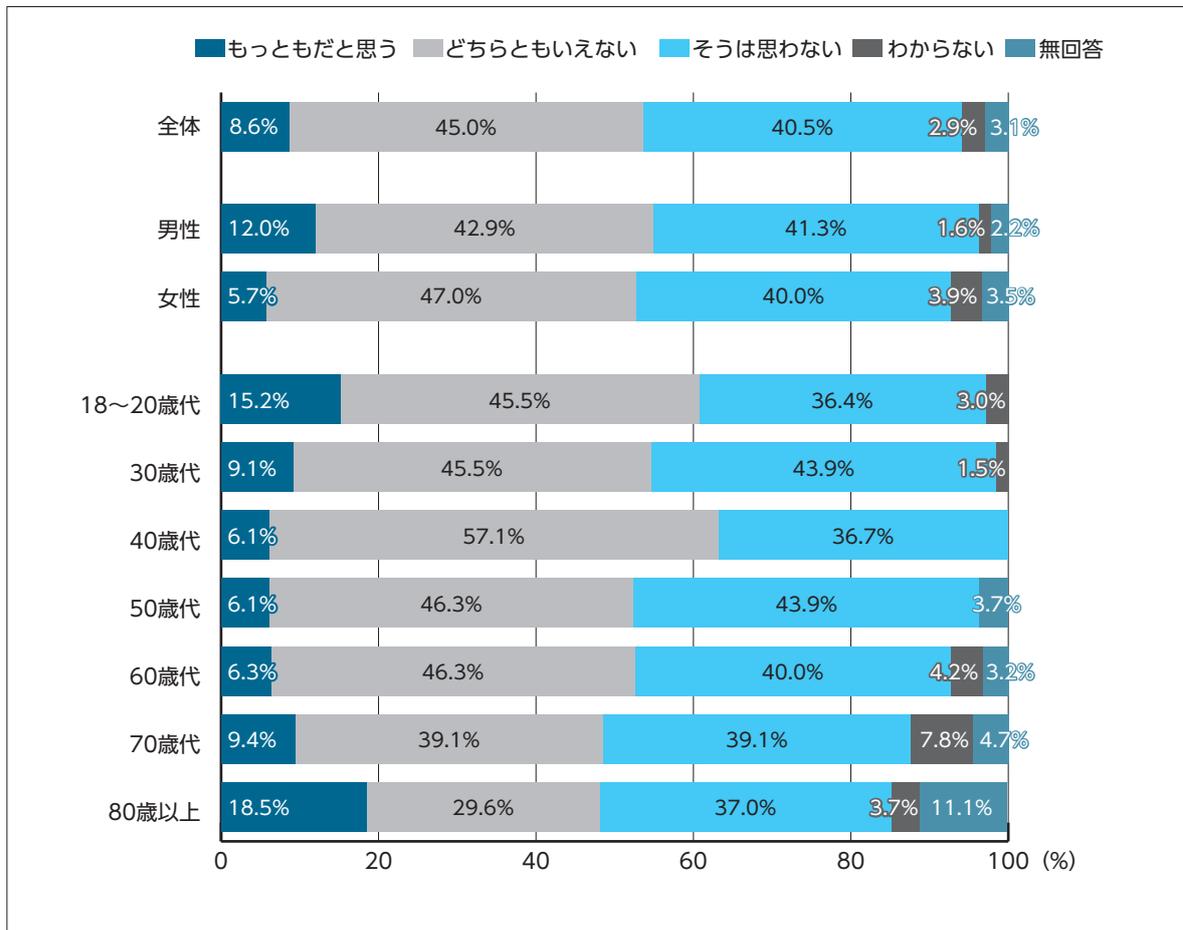
問 「男は仕事、女は家庭」という考え方がありますが、あなたはどのように思いますか。

「そうは思わない」と思う市民の割合が前回調査より減少していますが、全体では、「どちらともいえない(45%)」が最も多く、次いで「そうは思わない(41%)」となっており、「もっともだと思う」との回答割合は9%となっています。

男女別に見ると、「もっともだと思う」「そうは思わない」の回答割合は男性の方が高く、「どちらともいえない」の回答割合は女性の方が高くなっています。

世代別では、18-20歳代と80歳以上で「もっともだと思う」の割合が高く、15%を超えています。

「そうは思わない」と思う市民の割合の動向からは、「男は仕事、女は家庭」という既成概念の解消や意識の変化は進んでいないという見方ができます。一方で、「もっともだと思う」や「どちらともいえない」と思う市民の割合の動向から、個人の考え方や意識の多様化、社会環境・経済環境等の変化といった影響を含めて捉える必要があります。



(2) 男女の立場

男女が性別にとらわれることなく、企業や地域、各種団体など、社会のあらゆる分野において共に責任を分かち合い、対等に協力し合う意識の形成が必要です。

しかし、職場をはじめ、議会や各種審議会・委員会といった意思決定の場などにおいて、男女が同じ立場で参画しているとは言い難い状況にあります。

【第2次つるが男女共同参画プランの数値指針】

■「現在の社会は全体として男女平等である」と思う市民の割合

(結果)

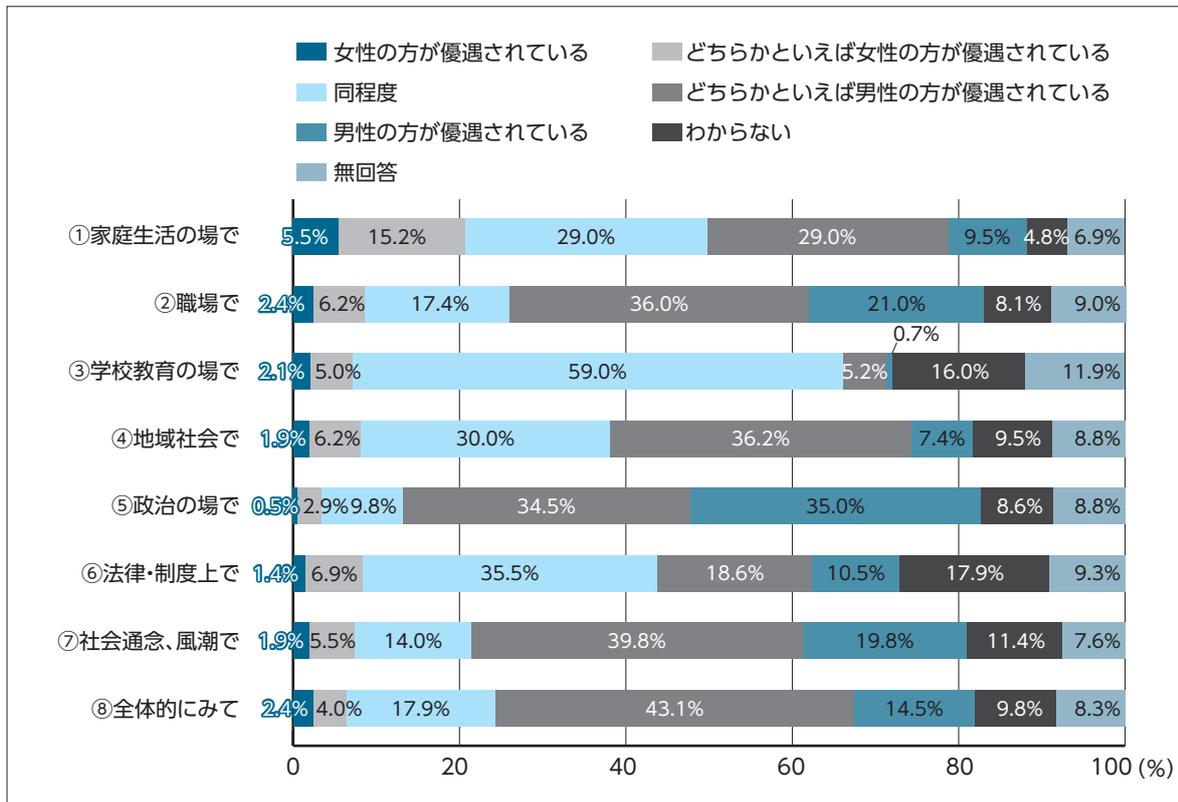
前回調査より増加していることから、男女平等社会の形成は徐々に進展しているものと考えられますが、指針の水準には到達していません。

前回調査時(平成22年度)	目 標(平成27年度)	今回調査結果(平成26年度)
16.5%	20.0%	17.9%

〈調査結果の動向〉

問 あなたは、次の①～⑧の分野で男女の立場はどのようになっていると思いますか。

今回、8分野における男女の立場について調査しました。



全体的にみて、「男性の方が優遇されている」「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の割合が5割を超えました。分野毎にみると、政治の場と社会通念、風潮で男性の方が優遇されていると考えられています。一方、学校教育の場では女性の方が優遇されていると考えられています。

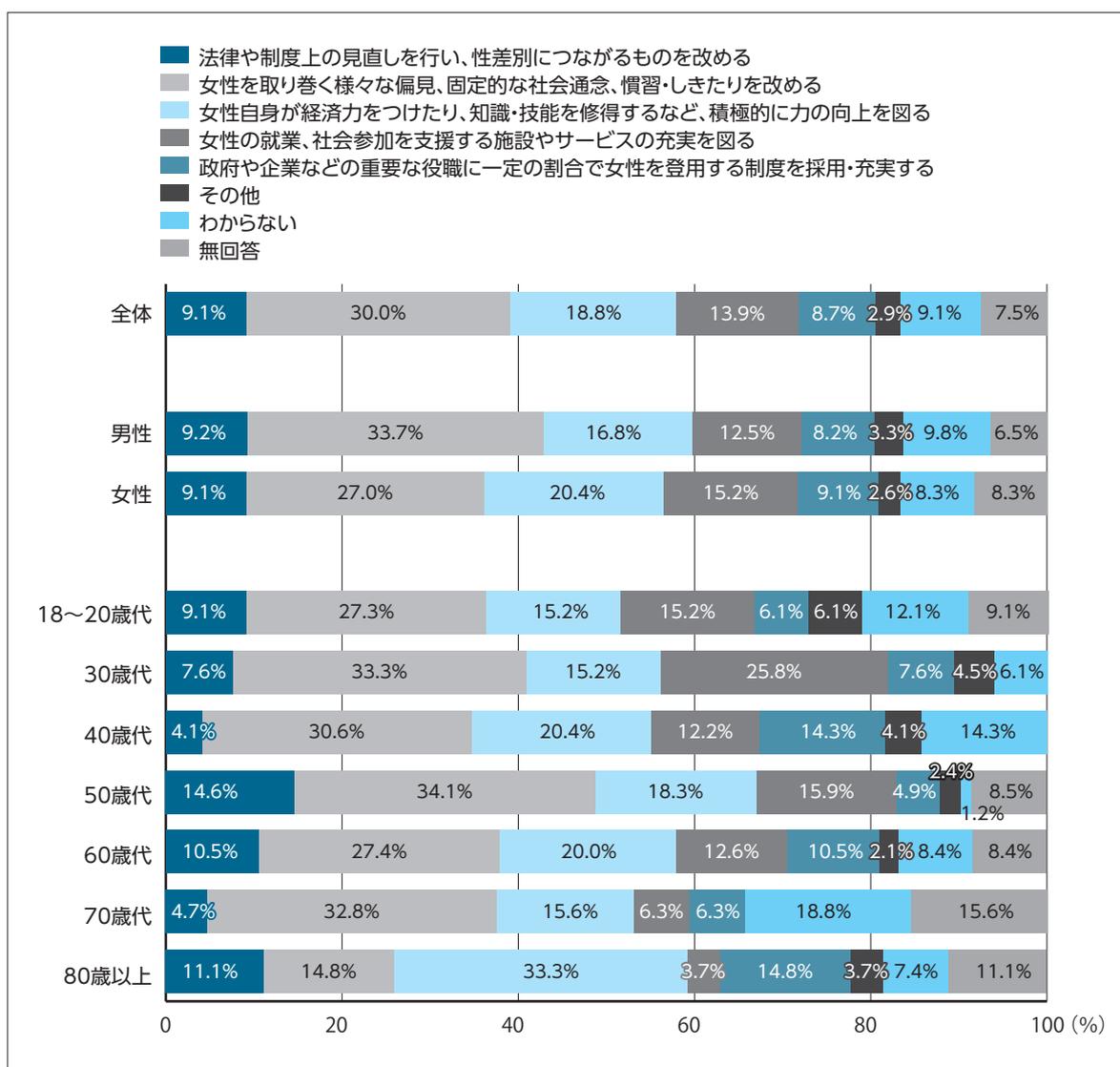
※ 男女の立場を同程度にするために重要なこと

問 あなたは、男女の立場を同程度にするために最も重要だと思うことは何ですか。

全体では、「女性を取り巻く偏見、固定的な社会通念等を改める」が30%と最も多く、次いで「女性自身が経済力をつけたり積極的に力の向上を図る」が19%となっています。

男女別に見ると、いずれもほぼ同様の回答分布となっています。

年代別に見ると、80歳以上では「女性自身が経済力をつけたり積極的に力の向上を図る」が最も多くなっていますが、その他の年代では「女性を取り巻く偏見、固定的な社会通念等を改める」が最も多く回答されています。



(3) 家庭生活での夫婦の分担

「男は仕事、女は家庭」という考え方は、家庭生活での夫婦の分担に大きく影響します。

性別だけで役割分担を固定するのではなく、いろいろな可能性があることから出発し、互いの意思を尊重した役割分担を決めていくことが重要です。しかし、現状では依然として妻が中心のものが多くなっています。

【第2次つるが男女共同参画プランの数値指針】

■「介護を要する老人や病人の世話を夫と妻の同程度で行う」市民の割合
(結果)

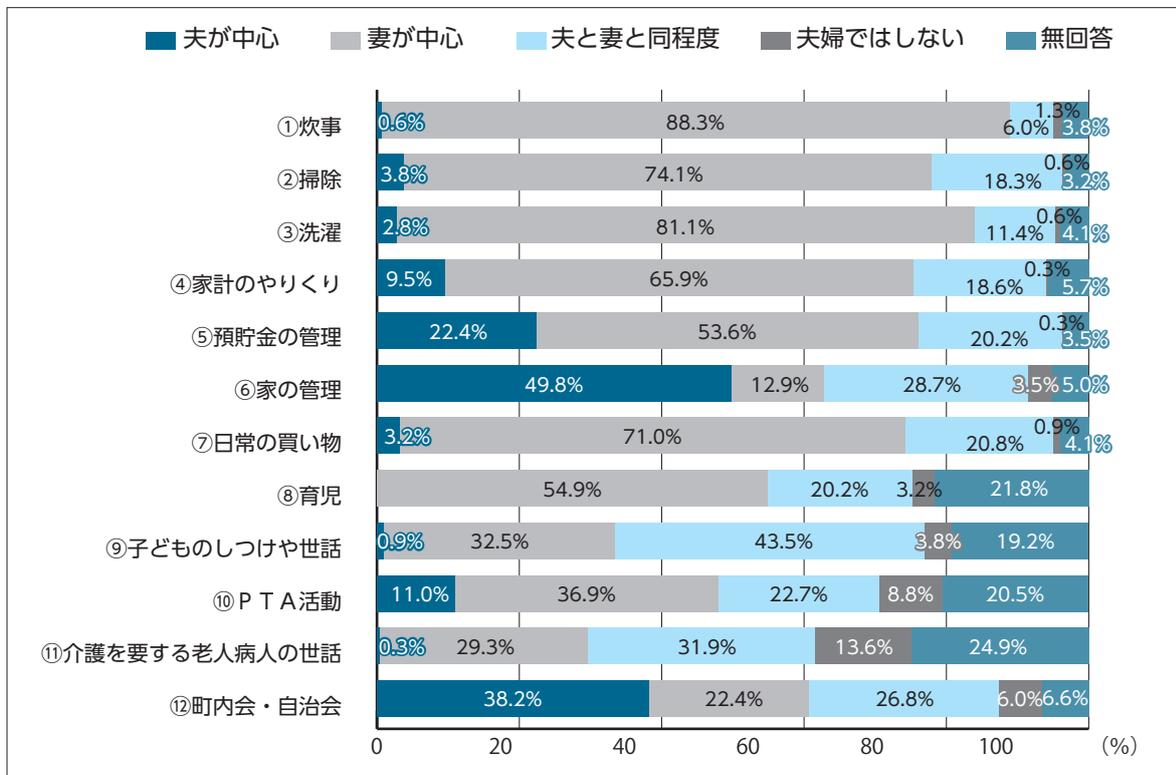
前回調査よりも回答割合は減少しており、夫又は妻のいずれか一方の負担が増えているわけではなく、夫婦以外の人に任せる傾向等が高まっています。

前回調査時(平成22年度)	目 標(平成27年度)	今回調査結果(平成26年度)
37.8%	50.0%	31.9%

〈調査結果の動向〉

問 あなたの家庭では、以下のことについて、夫婦でどのような分担となっていますか。

今回、12項目における家庭生活での夫婦の分担について調査しました。



大半の項目で「妻が中心」の割合が高くなっており、「炊事」「洗濯」「掃除」「日常の買い物」で7割を超えています。一方、「子どものしつけや世話」「介護を要する老人や病人の世話」では「夫と妻と同程度」が3割を超えており、「家の管理」「町内会・自治会」では「夫が中心」の割合が高くなっています。

(4) 出産・育児等の環境

少子・高齢化が進展する中で、男女が安心して子どもを産み育てることができる社会の実現が不可欠です。

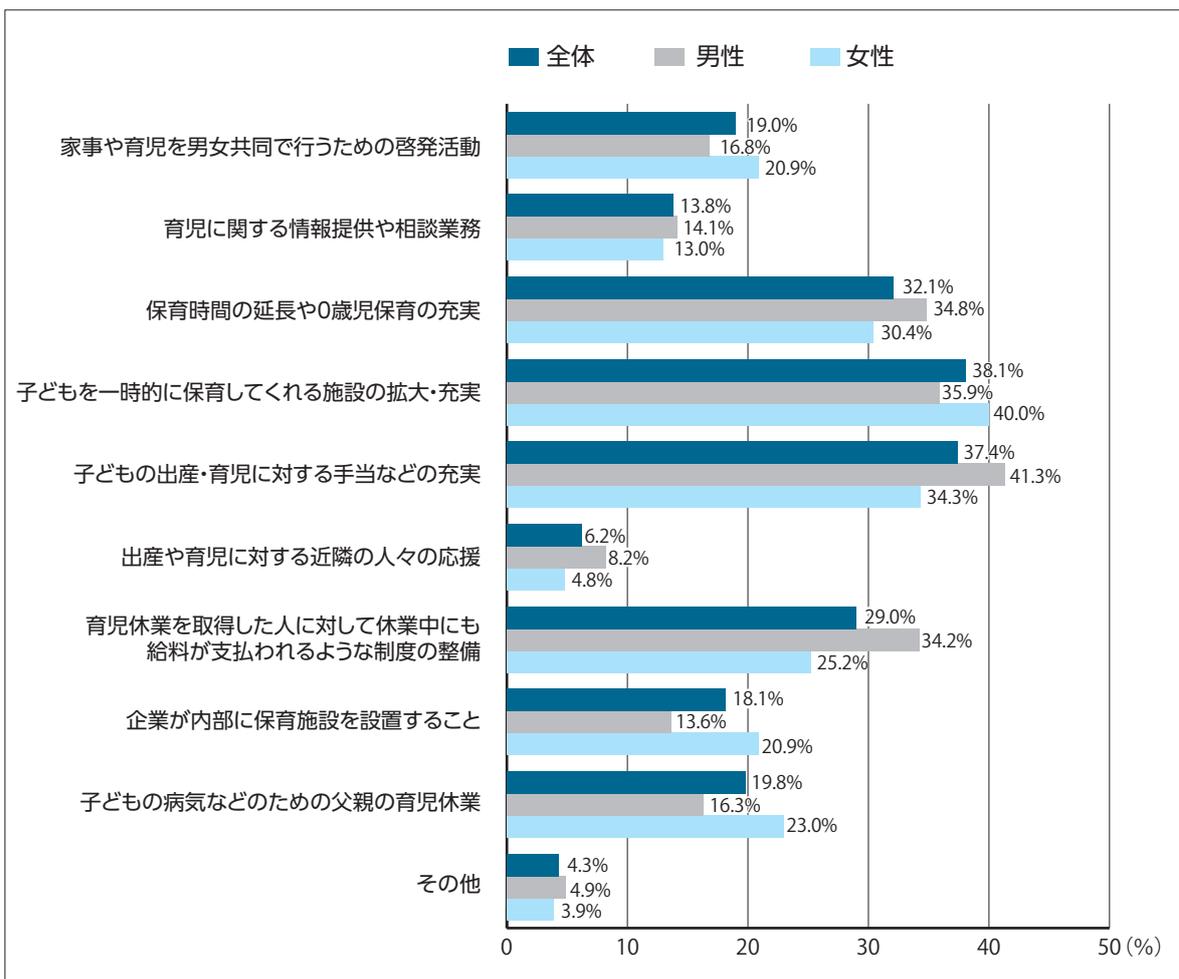
しかし、近年は核家族化や地域のつながりの希薄化が進み、子育ての責任をひとりで背負い、孤立感、閉塞感に苦しむ女性も少なくありません。また、仕事と子育ての両立が困難であるなどの理由から出産期において女性が継続して就労できず、女性の社会参加促進の観点からも、子育てを支援する環境の整備が求められています。

〈調査結果の動向〉

問 あなたは、子どもを生み育てやすい環境づくりのためには、どのようなことが必要だと思いますか。

全体では、「子供を一時的に保育してくれる施設の拡大・充実」「子供の出産・育児に対する手当などの充実」「保育時間の延長や0歳児保育の充実」「育児休業を取得した人に対して休業中にも給料が支払われるような制度の整備」の順で多くなっており、いずれも3～4割程度の人が必要を感じています。

男女別に見ると、男性では「子供の出産・育児に対する手当などの充実」、女性では「子供を一時的に保育してくれる施設の拡大・充実」が最も多くなっています。



(5) 女性の仕事環境

就労は生活の経済的基盤であり、自己実現につながることです。性別にかかわらず、働きたい人がその能力を十分に発揮できる社会の実現が不可欠です。

すでに多くの企業では、育児や介護など家庭環境に即した就労支援を行っています。

一人ひとりのワーク・ライフ・バランスを実現するために、今後も多様な就労形態を尊重する仕組みを整える必要があります。

【第2次つるが男女共同参画プランの数値指針】

■「現在の女性は働きやすい状況にある」と思う市民の割合

(結果)

前回調査より減少していることから、女性が働きやすい環境の形成は十分に進んでいないものと考えられます。

前回調査時(平成22年度)	目 標(平成27年度)	今回調査結果(平成26年度)
16.0%	22.0%	14.0%

事業所の育児休業・介護休業制度等の導入状況(%)

育児や介護中の従業員に、家庭との両立に配慮した人員配置をしている事業所の割合	63.8
育児のための短時間勤務を実施している事業所の割合	77.6
育児休業制度を実施している事業所の割合	89.7
介護休業制度を実施している事業所の割合	77.6

育児休業や介護休業に対する事業所の認識(%)

労働力が一時的に確保できず、生産性が低下する	37.9
労働力が一時的に確保できないが、効率の低下は少ない	29.3
従業員が安心して働けるので、長期的にはメリットが大きい	48.3
休業は仕事に専念できる要素でもあり事業所にもメリットがある	17.2

育児や介護のために休業制度をはじめ、配慮をしている事業所は半数を超えています。

また、これらは事業所にとってもメリットがあると評価されています。

〈調査結果の動向〉

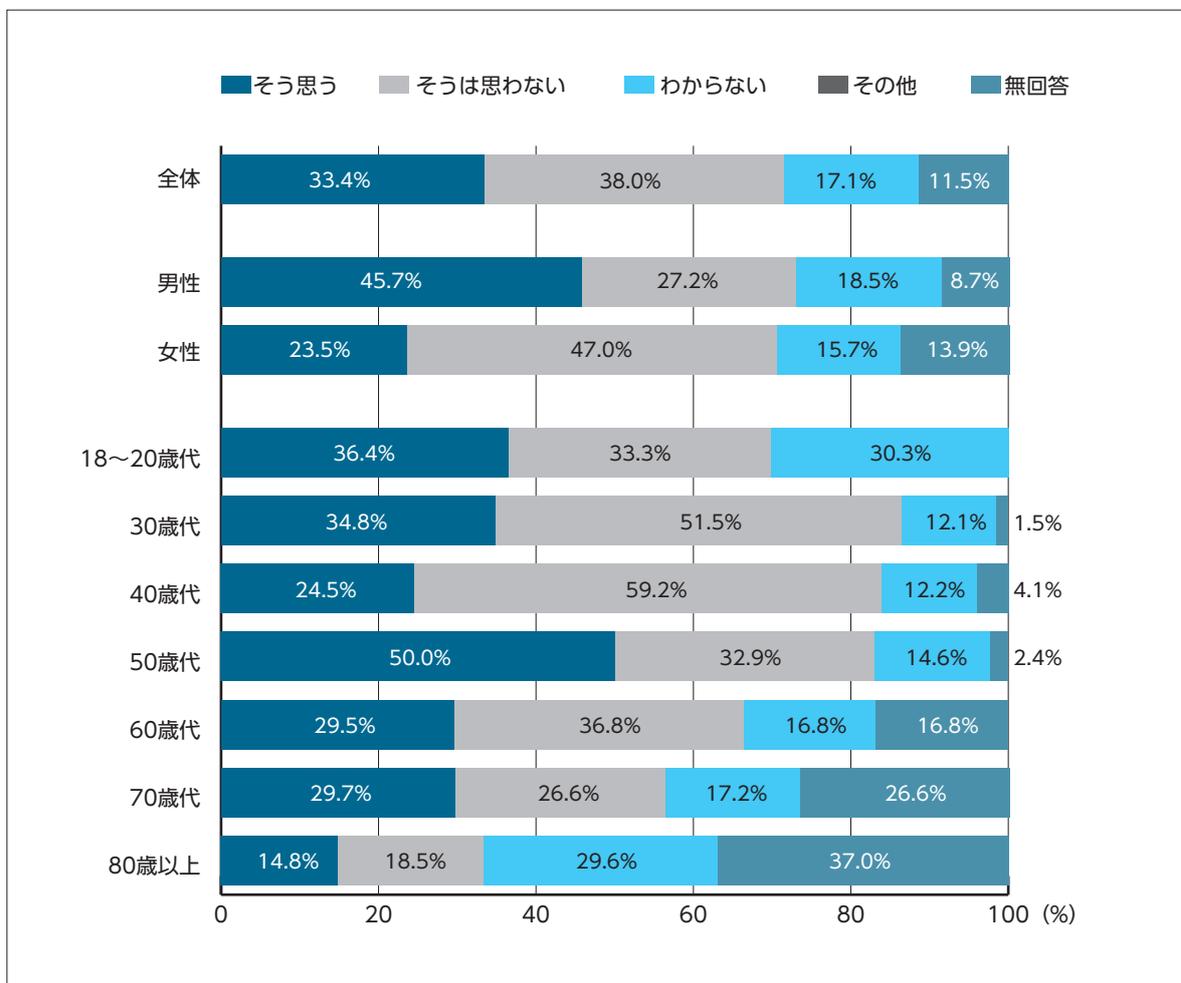
※ 職業・仕事

問 一般的にみてあなたは、家庭と両立しながら働きやすい状況にあると思いますか。

全体では、「そうは思わない(38%)」が最も多く、「そう思う(33%)」を若干上回っています。

男女別に見ると、男性は「そう思う」が46%、「そうは思わない」が27%となっているのに対し、女性は逆に「そうは思わない」が47%、「そう思う」が24%となっています。

年代別に見ると、50歳代で「そう思う」の回答割合が高く、30～40歳代で「そうは思わない」の回答割合が高くなっています。



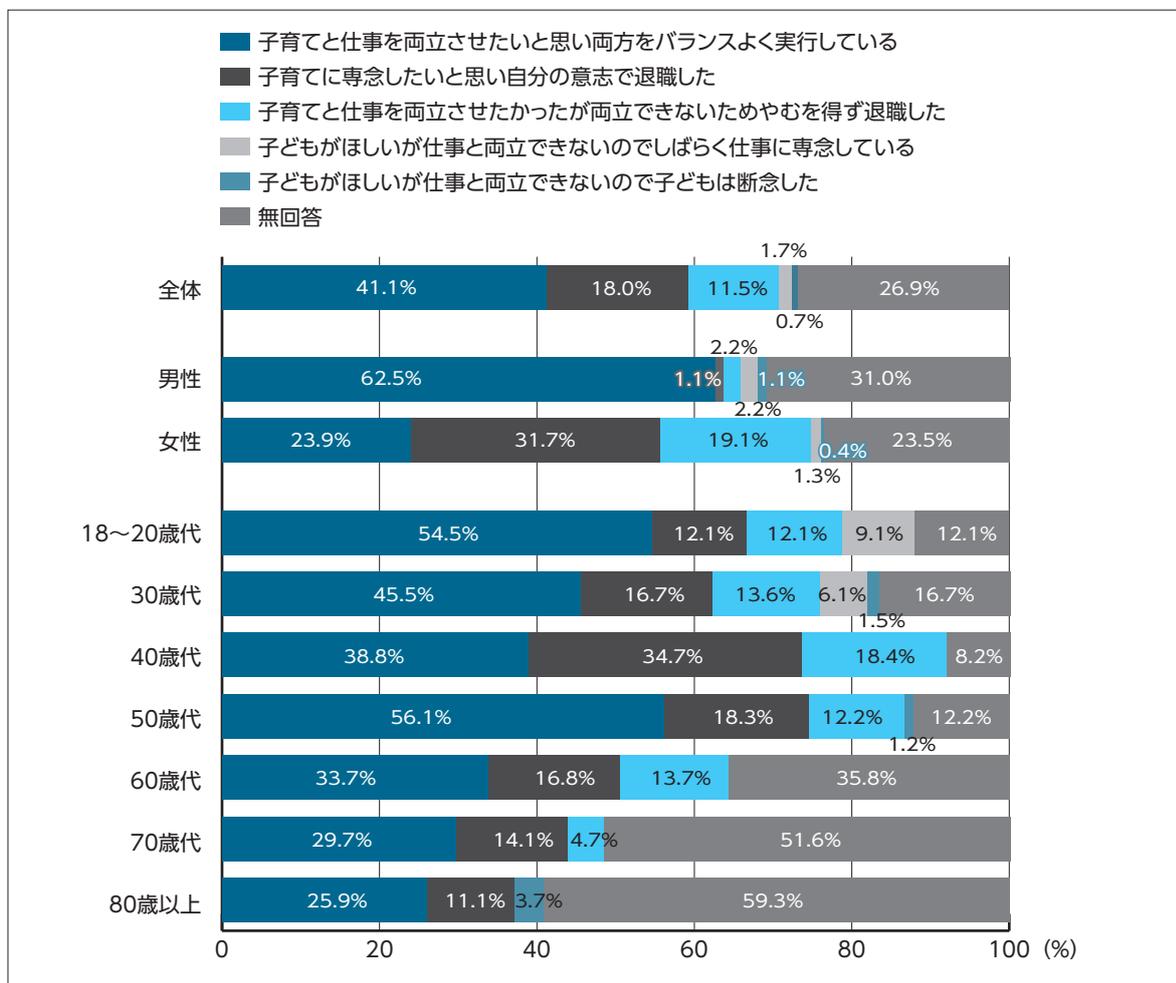
※ 結婚・出産後の仕事

問 あなたは結婚や出産などを期に退職しましたか。または退職すると予想されますか。

全体では、「子育てと仕事の両方をバランスよく実行している」が4割を占めています。

男女別に見ると、男性は「子育てと仕事の両方をバランスよく実行している」が63%ですが、女性は「子育てに専念したいので自分の意思で退職した(する)」が32%で最も多く、「子育てと仕事の両方をバランスよく実行している」は24%となっており、男女間で大きな差が見られます。

年代別に見ると、40歳代において「子育てに専念したいので自分の意思で退職した(する)」の回答割合が高くなっています。

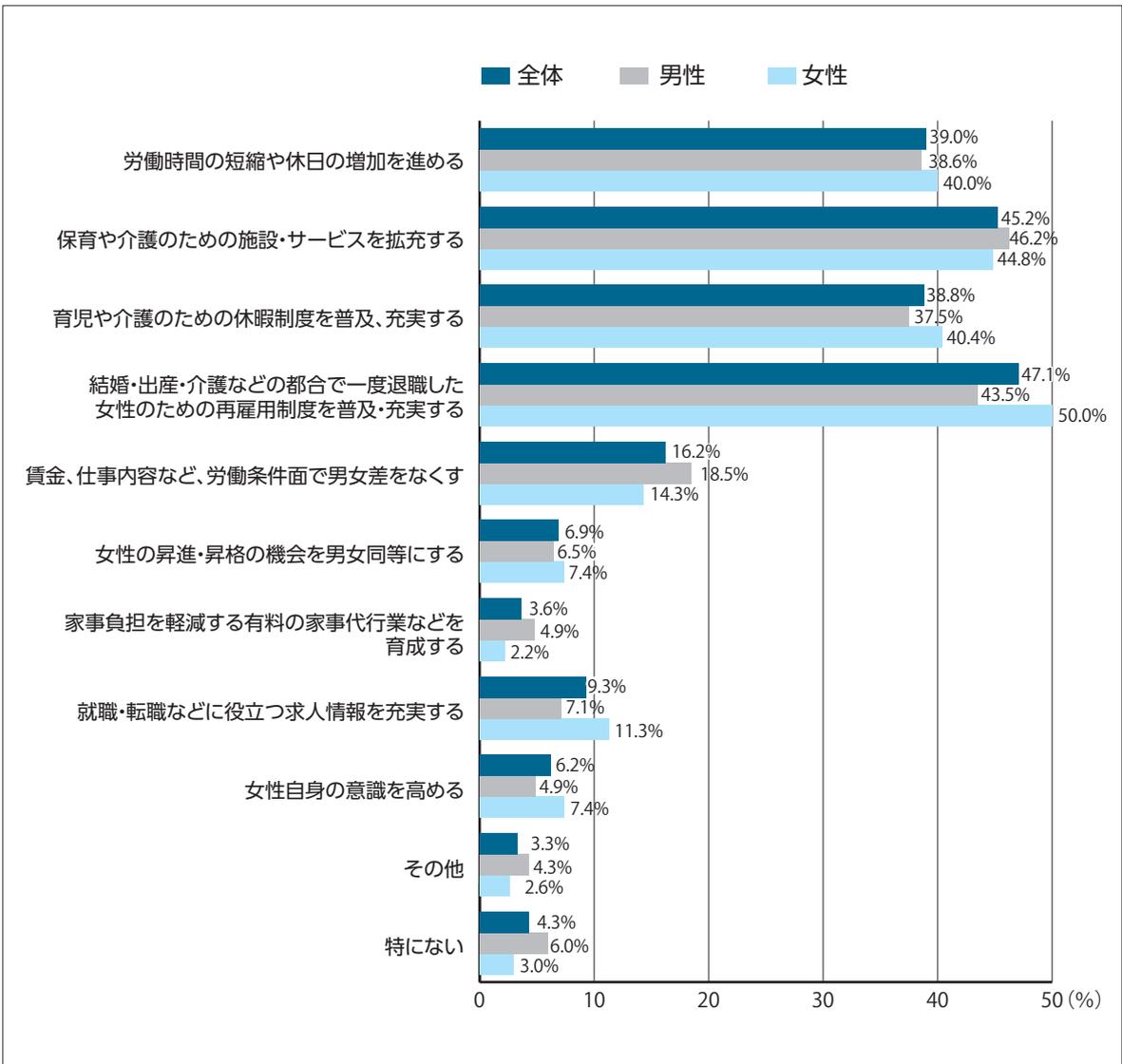


※ 働きやすい職場

問 家庭と両立しながら働きやすい職場を実現するために、どのような条件整備が必要だと思いますか。

全体では、「一度退職した女性の再雇用制度を普及・充実する」が47%と最も多く回答されており、次いで「保育や介護の施設・サービスを拡充する」が45%となっています。

男女別に見ると、男性は「保育や介護の施設・サービスを拡充する」、女性は「一度退職した女性の再雇用制度を普及・充実する」が最も多くなっています。



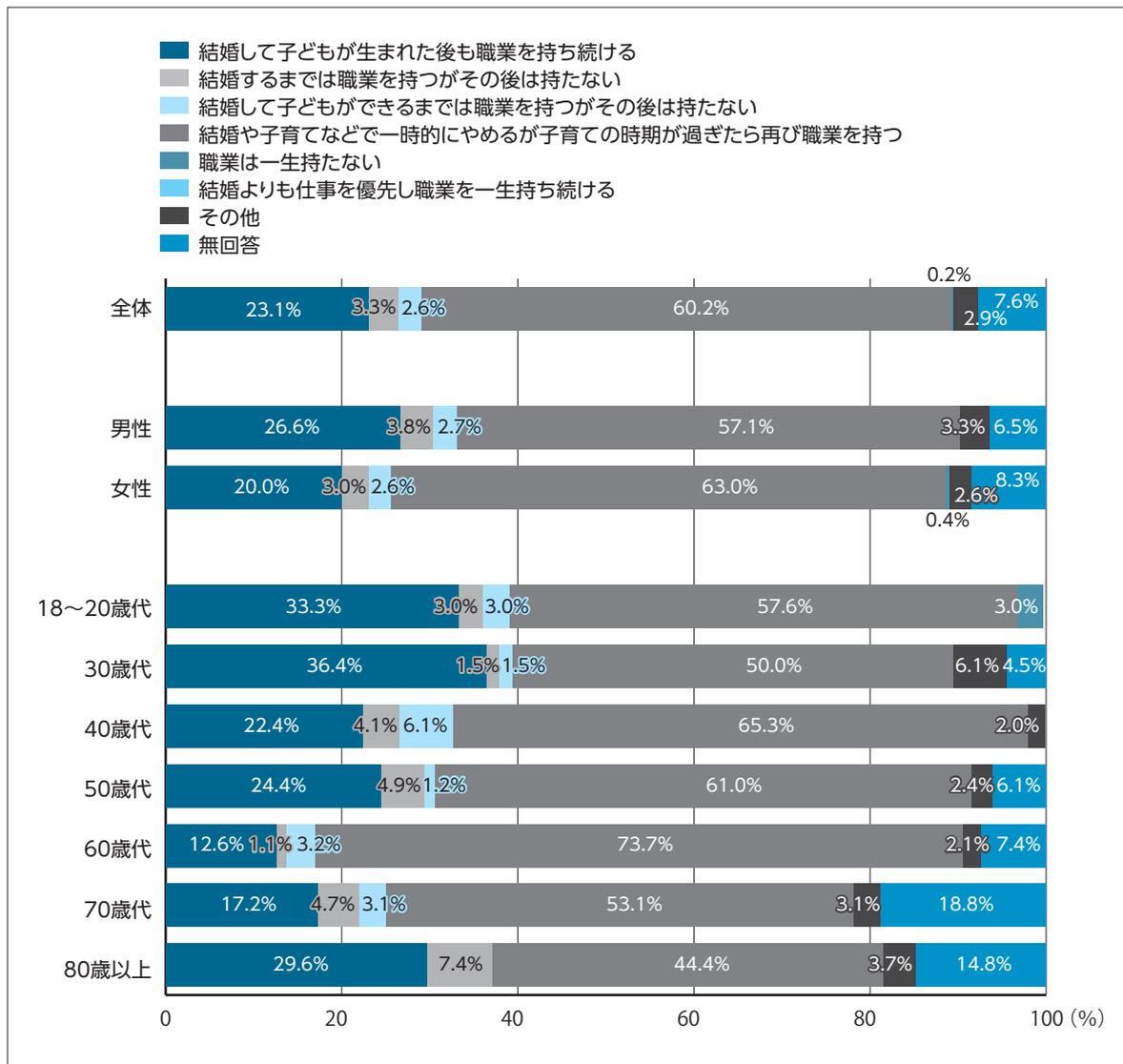
※ 女性の就業のあり方

問 女性の就業のあり方について、あなたはどのような形が望ましいと思いますか。

全体では、「一時的に離職して子育ての時期が過ぎたら再び職業を持つ」が全体で60%と多くを占め、次いで「結婚して子どもが生まれた後も職業を続ける」が23%となっています。

男女別に見ると、男性に比べて女性は「一時的に離職して子育ての時期が過ぎたら再び職業を持つ」の割合が高く、「結婚して子どもが生まれた後も職業を続ける」の割合が低い傾向が見られます。

年代別に見ると、40歳代以上に比べて30歳代以下の人は「結婚して子どもが生まれた後も職業を続ける」の割合が高く、「一時的に離職して子育ての時期が過ぎたら再び職業を持つ」の割合が低い傾向が見られます。



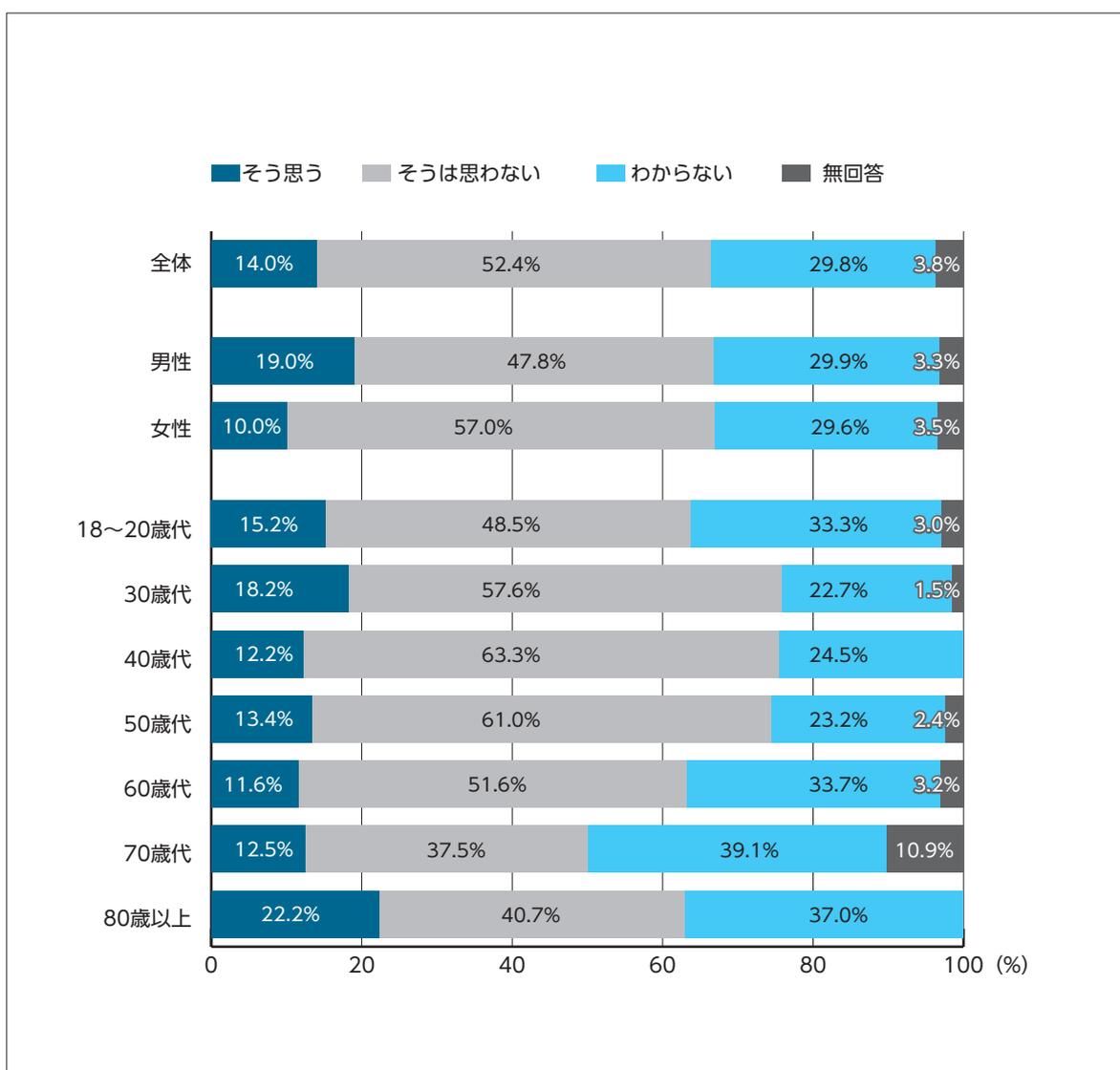
※ 女性の仕事・職場(女性が働きやすい状況)

問 全般的に見てあなたは、現在の女性は働きやすい状況にあると思いますか。

全体では、「そうは思わない」が過半数を占めており、いずれの分類においても「そうは思わない」の割合が最も多くを占めています。

男女別に見ると、「そう思う」は男性が19%、女性が10%、「そうは思わない」は男性が48%、女性が57%となっており、10ポイント程度の差が見られます。

年代別に見ると、30～60歳代では「そうは思わない」が過半数を占めています。また、80歳以上では「そう思う」の割合が比較的高くなっています。

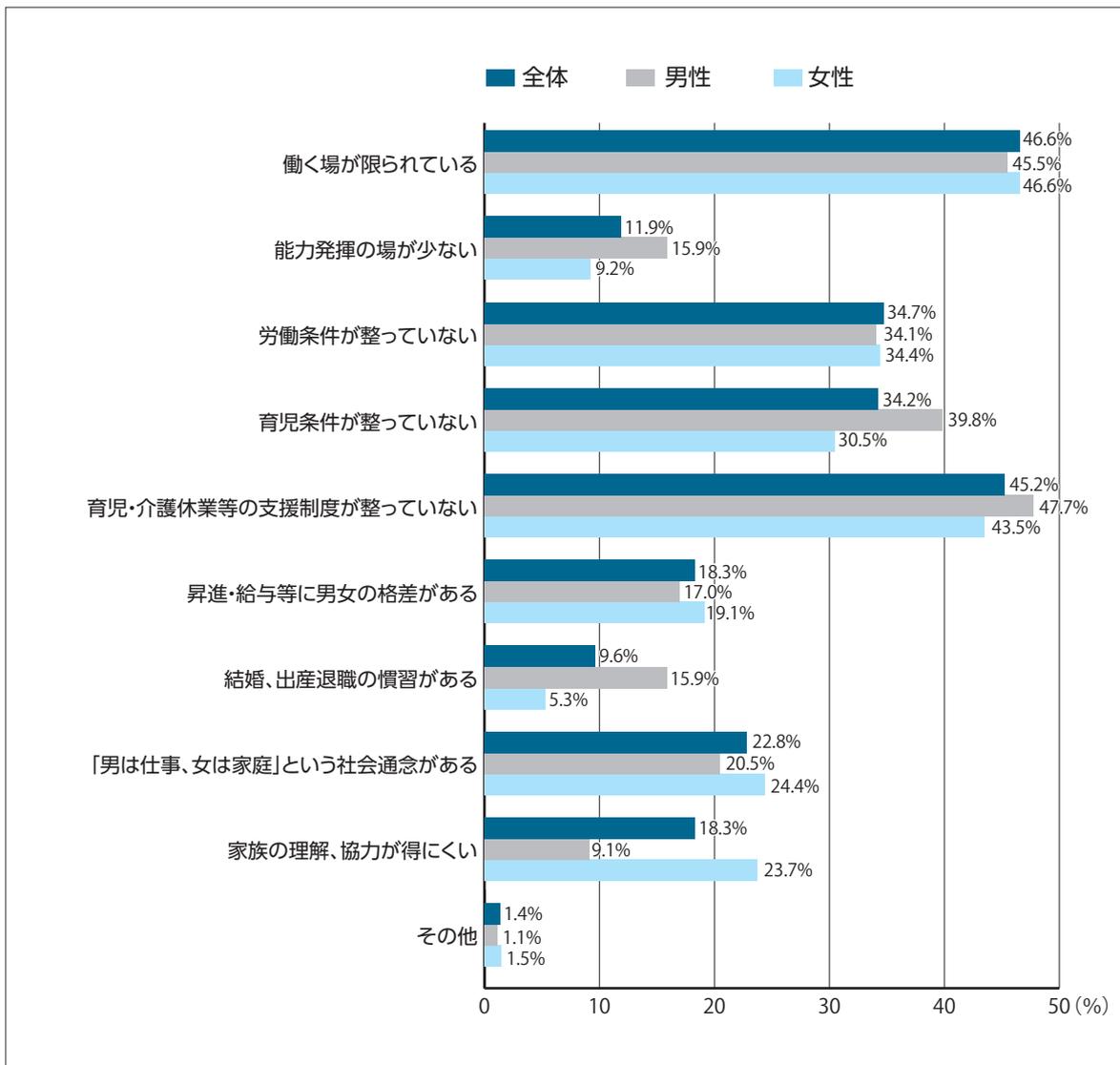


※ 女性の仕事・職場(働きやすいと思わない理由(「そう思わない」と回答した方))

問 女性が働きやすいと思わない理由は何ですか。

全体では、「働く場が限られている(47%)」「育児・介護休業等の支援制度が整っていない(45%)」の順となっています。

男女別に見ると、男性は「育児・介護休業等の支援制度が整っていない(48%)」「働く場が限られている(46%)」の順、女性は「働く場が限られている(47%)」「育児・介護休業等の支援制度が整っていない(44%)」の順となっています。また、男女差がもっとも大きかったのは「家族の理解、協力が得にくい」で、男性が9%であるのに対して女性は24%となっています。



(6) 男女間の暴力的行為

暴力は犯罪を含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

男女間の暴力的行為の代表的なものは、DV(ドメスティック・バイオレンス)です。これは親密な関係にある人に起こる暴力のことで、主に夫婦や恋愛関係にある人の間で生じています。

DVを防止するための啓発や体制づくりも急速に進められてきました。平成16年に改正施行された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」では、新たに都道府県で基本計画の策定が義務づけられるとともに、平成20年の改正では市町村の責務も拡充されました。

本市においては、平成14年度から女性相談窓口を設置し、複雑・深刻化する配偶者からの暴力被害、男女の性別による差別的取扱い、その他男女共同参画を阻害する行為についての様々な問題に応じられる体制を整えてきました。

今後も適切な情報提供や専門機関等への連携に努め、安心して相談できる体制、被害者への自立支援をさらに充実していきます。

【第2次つるが男女共同参画プランの数値指針】

■DVを一般常識として知っている人の割合

(結果)

前回調査より増加していることから、認知度は徐々に高まっていますが、指針の水準には到達していません。

前回調査時(平成22年度)	目 標(平成27年度)	今回調査結果(平成26年度)
62.2%	70.0%	64.9%

【解説】 DV(ドメスティック・バイオレンス)

一般的には、配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力をいう。国では「配偶者からの暴力」という言葉を用いる。内容は身体的なもの、精神的なもの、性的なものなど幅広い。結婚していない男女間での暴力のことをデートDVと呼んでいる。配偶者からの暴力の被害相談では圧倒的に女性が多い。

【参考】 暴力の種類

殴る、蹴るだけが暴力ではありません。

暴力というと殴ったり、蹴ったりという身体的なものをイメージしがちです。

しかし、言葉により心を傷つけられたり、外部から暴力と認識されにくいさまざまなものが潜んでいます。

身体的暴力 … 殴る、蹴る、物を投げつける、首を絞める、髪を引っ張る、刃物で脅す、など

精神的暴力 … 馬鹿にする、無視する、大声で怒鳴る、大切にしているものを壊す、など

経済的暴力 … 生活費を渡さない、仕事に出ることを制限する、など

社会的暴力 … 交友関係や電話などをチェックする、家の中に閉じ込める、過干渉、など

性的暴力 … 性的行為の強要、避妊の拒否、中絶の強要、など

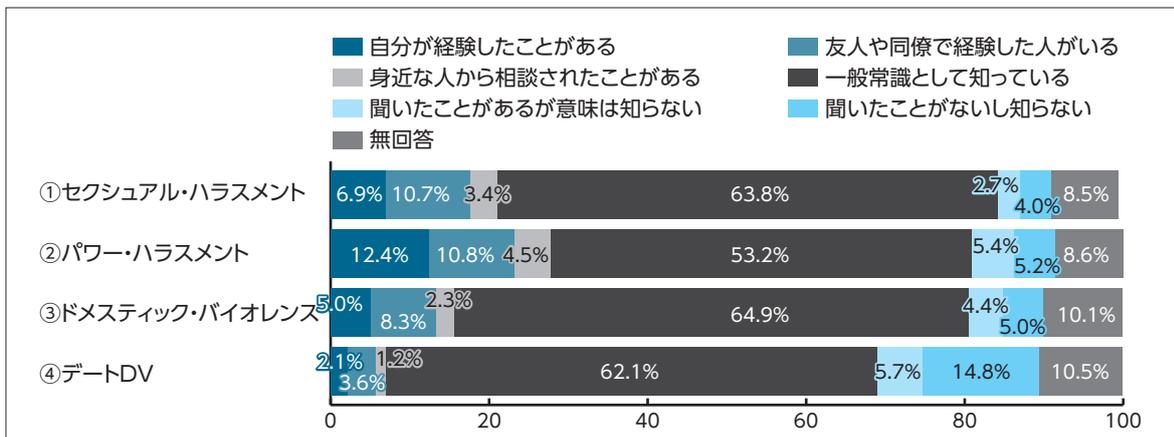
子どもを巻き込んだ暴力 … 子どもの前で暴力を振るう、子どもに悪口を吹き込む、など

【データ】 DVへの対応策として、市が取り組むべきだと思うこと(多い順、複数回答可)

相談場所などの情報提供をする	51.0%
女性相談事業の拡大(女性カウンセラーの配置)	42.1%
被害者が一時的に避難できる場所(シェルター)と連携を図る	39.8%
若年層への未然防止の取り組みを進める	30.5%
関係機関が連携して防止策を講じる	27.9%
DVに関する啓発活動を行う	22.6%

〈調査結果の動向〉

問 以下のことについて、身近に聞いたり、経験したことはありますか。



認知度は前回調査から大きな変化はありません。また、どちらも「自分が経験」「友人・同僚が経験」を合わせた回答割合が上昇しています。

これらのことから、認知度は徐々に高まっているものの、暴力的行為の抑制には至っていないことがうかがえます。

【解説】

① セクシュアル・ハラスメント

主に職場で性的ないやがらせによって相手に不快感をあたえることで、被害者は女性が多いですが、男性が対象になることもあります。

② パワー・ハラスメント

会社などで職権などの権力差(パワー)を背景にし、本来の業務の範疇を超えて継続的に人格と尊厳を傷つける言動のことです。

③ ドメスティック・バイオレンス

前述

④ デートDV

恋人など男女間での身体的、精神的な暴力のことです。

(7) 男女共同参画社会の推進

これまでの男女共同参画の推進は、国では男女共同参画社会基本法(平成11年施行)や男女共同参画基本計画(平成12年閣議決定、平成17年に第2次計画、平成22年に第3次計画閣議決定)などに基づき、着実に進められてきました。

また、本市においても平成12年度に男女共同参画担当部署を新設し、つるが男女共同参画プラン(平成14年策定、19年改定、平成23年第2次プラン策定)、男女共同参画推進条例(平成16年制定)や男女共同参画都市宣言(平成17年)など、積極的に男女共同参画を推進してきました。

具体策としては、男女共同参画に対する理解を深めるための講座の開催や情報紙の発行を継続的に行うとともに、市内各地域や事業所に男女共同参画推進員を委嘱し、身近なところで男女共同参画の視点を取り入れるよう啓発を行ってきました。

この15年間で市民の男女共同参画への理解は確実に進んでいますが、現実には地域や職場での女性の参画が進んでいない部分もあります。アンケート調査でも、これまでの取り組みに対して、成果を評価する一方で、不十分であるとの回答も多く見られます。今後の取り組みについては、これまで通り、あるいはより以上に力を入れるべきとの回答が多く見られます。

そこで、これまで実現してきたことや実施できなかったことを総括し、さらに最近の動向を踏まえ、男女共同参画社会の実現に取り組むことが求められています。また、男女共同参画室を中心として関係課と連携した総合的な推進が必要になります。

【第2次つるが男女共同参画プランの数値指針】

■「現在の政治や経済に女性の意見が反映されている」と思う市民の割合

前回調査時(平成22年度)	目 標(平成27年度)	今回調査結果(平成26年度)
45.4%	50.0%	13.2%※

※ 参考値

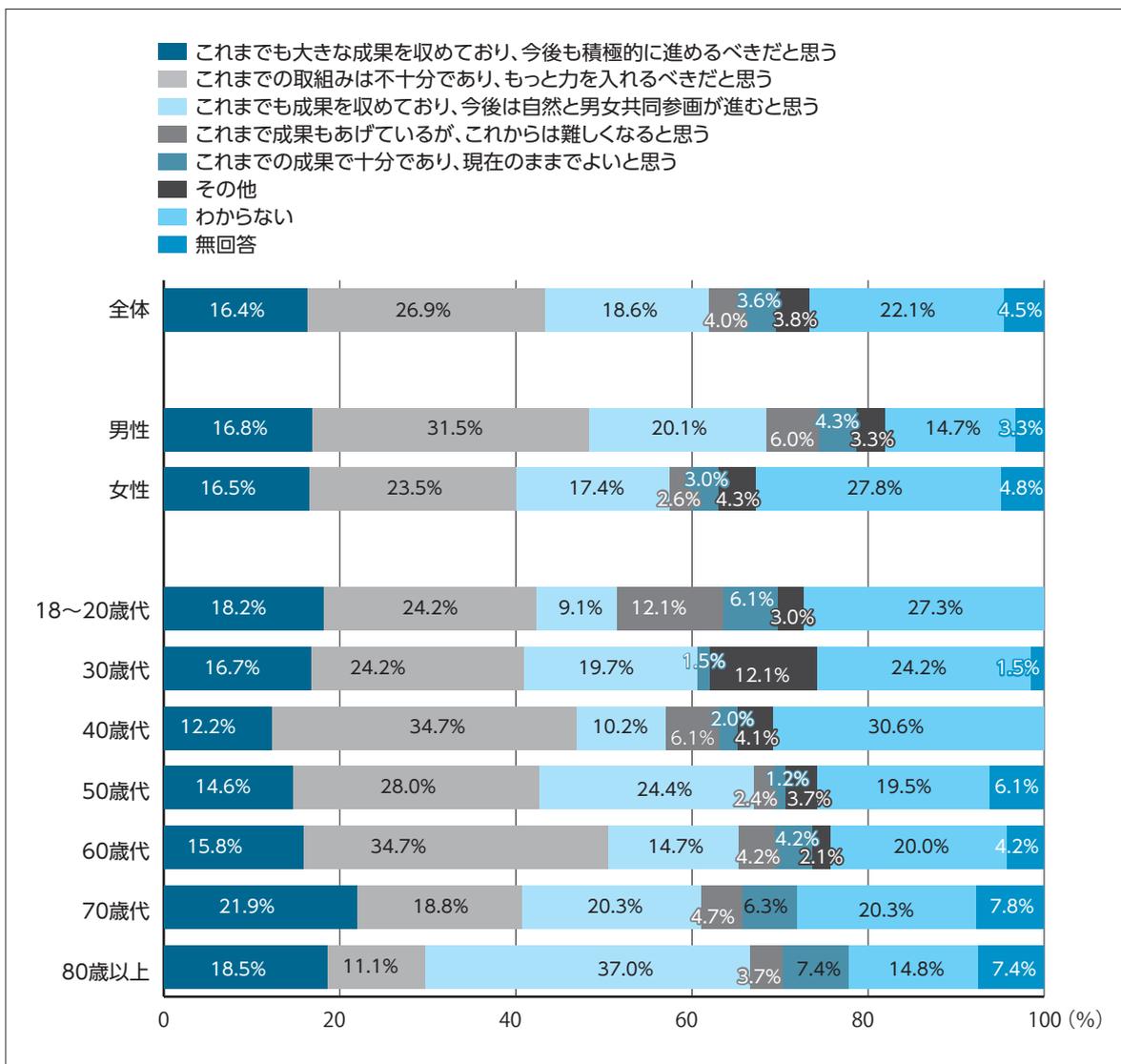
問 「政治の場」において男女の立場はどのようになっていると思いますか？

- ・ 女性の方が優遇されている 0.5%
- ・ どちらかといえば女性の方が優遇されている 2.9%
- ・ 同程度 9.8%

〈調査結果の動向〉

問 「男女共同参画社会」を推進することについてあなたはどのように思いますか。

全体では、「取組みは不十分であり、もっと力を入れるべき(27%)」が最も多くなっています。
 男女別に見ると、女性は「わからない」が最も多く、28%となっています。
 年代別に見ると、70歳代以上では成果を収めていると考えられています。



※ 男女共同参画に必要なこと

問 あなたは、男女が共に家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくためにはどのようなことが必要だと思いますか。

全体では、「夫婦や家族間のコミュニケーションをよくはかる」が52%と最も多く、男女別、年代別で見ても最も多くなっています。次いで「労働時間短縮等で仕事以外の時間を多く持てるようにする」が32%となっています。

男女別に見ると、特に女性に比べて男性の回答割合が多い項目は「男女の家事参加に対する自分自身の抵抗感をなくす」、逆に女性の回答割合が多い項目は「男女の家事参加に対する相手の抵抗感をなくす」となっています。

